

## ○山梨県警察車両管理規程の運用について

〔平成26年3月24日〕  
例規甲（務装）第198号

この度、山梨県警察車両管理規程（昭和58年山梨県警察本部訓令第12号）の一部改正に伴い、同規程の運用について次のとおり定め、平成26年4月1日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、山梨県警察車両管理規程の運用について（平成9年11月6日付け、通達（務）第1267号）は廃止する。

### 記

#### 第1 目的（第1条関係）

「保有する車両」とは、国有及び県有車両であつて、山梨県警察において管理し、及び運用している車両をいう。

#### 第2 安全運転管理者（第4条関係）

安全運転管理者は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第9条の13に規定する事項を処理するとともに、次の業務を行うものとする。

##### (1) 車両の運行

ア 副安全運転管理者及び車両取扱責任者を指揮して使用目的、行き先、所要時間等を具体的に把握し、その必要性、緊急性等を勘案し、車両使用の調整を行うこと。

イ 運転者に対して安全運転の確保を図るための必要な指示を行うこと。

ウ 使用後の報告及び異常の有無の確認を行うこと。

##### (2) 車両の鍵の管理

ア 車両の鍵を集中管理し、車両の使用実態を明確にしておくこと。

イ 車両の鍵は、勤務時間中にあつては安全運転管理者又は副安全運転管理者が、勤務時間外にあつては宿日直責任者が保管すること。ただし、勤務形態等により宿日直責任者が保管することが業務に支障が生じる場合には、安全運転管理者が指定した者に委託することができる。

##### (3) 車両の保守管理

ア 車両は、原則として車庫に格納させること。ただし、やむを得ない理由により、車庫に格納できない場合は、損傷、盗難等の防止に留意すること。

イ 日常点検及び保守点検の実施方法を定め、その推進を図るとともに結果確認を行うこと。

##### (4) 車両使用（運行）の記録

車両の運行状況を把握するため、運転を終了した運転者に対し使用（運行）の状況を運転日誌（第1号様式）に記録させること。

### 第3 副安全運転管理者（第5条関係）

安全運転管理者の業務を補助させるため、自動車を保有している所属については、使用台数に関係なく副安全運転管理者を置くこととした。

### 第4 車両の運転（第9条関係）

保管責任者、安全運転管理者等は、車両の運転に関する適正、技能、知識及び健康状態を把握し、車両の安全運転に支障があると認められる職員に対しては、運転の許可を与えてはならない。

### 第5 安全運転管理者等の義務（第10条関係）

- 1 安全運転管理者等は、運転の許可を与える者の身体状況を把握しなければならない。
- 2 安全運転管理者等は、運転者及び同乗者に対し交通事情等を考慮した運行の具体的な指示を行わなければならない。
- 3 保管責任者は、夜間、休日等の勤務時間外については、安全運転管理者等に代わる職員を指定するものとする。

### 第6 車両の記録（第12条関係）

- 1 管理責任者は、保有している車両についての車両の登録番号、用途、構造、配置部署等を記録する車両カード（第2号様式）を各所属へ配付するものとする。
- 2 安全運転管理者等は、車両カードの記載事項の変更があったときには、変更事項を記載し、写しを管理責任者に送付するものとする。
- 3 安全運転管理者等は、車両を返納する場合は、車両カードも併せて管理責任者に返納するものとする。
- 4 車両カードの保存は、車両の保管期間と同じとする。

### 第7 監査（第15条関係）

管理責任者が行う監査は、次の事項とする。

- (1) 車両の点検及び整備状況
- (2) 車両の使用及び事故防止の推進状況
- (3) 各種書類の整理状況
- (4) その他必要と認める事項

### 第8 運転者の点検等（第17条関係）

- 1 日常点検は、原則として毎日1回運行開始前に安全運転管理者等が指定する者又は運転者が日常点検表（第3号様式）により行い、異常の有無を記録するものとし、安全運転管理者等は、点検に不備がないかを定期的に確認しなければならない。
- 2 日常点検の結果又は走行中車両に異常があると認められた場合は、直ちに安全運

転管理者等に報告し、必要な整備を行うこと。

3 日常点検表の保存期間は、1年とする。

#### 第9 使用報告（第20条関係）

1 車両取扱責任者は、車両の使用状況を運転日誌により保管責任者に報告するものとする。

2 保管責任者は、運転日誌集計表（第4号様式）及び車両月報（第5号様式）を作成し、翌月10日までに管理責任者に報告（車両月報システムに入力）するものとする。

3 運転日誌及び運転日誌集計表の保存期間は、1年とする。

#### 第10 整備請求（第23条関係）

車両の整備請求は、車両整備請求書（第6号様式）により行うものとする。

様式 略